

東根市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東根市内の空き家の有効活用を通して、移住・定住促進、地域環境保全及び地域活性化を図るため、東根市空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 東根市内に存する一戸建ての住宅（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約を締結していないものに限る）で、現に居住していないもの又は今後居住される見込みのないものをいう。
- (2) 所有者等 空き家について所有権又は売却若しくは賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク この要綱の定めるところにより、空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者に紹介する仕組みをいう。
- (4) 空き家バンク登録台帳 所有者等により登録された利活用可能な空き家の情報を管理するものをいう。
- (5) 空き家バンク利用希望者台帳 東根市空き家バンクにより、空き家への入居等を希望する者の情報を管理するものをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家に関する情報を登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、登録を申し込むことができる者は、市税等を滞納していない者に限る。

2 市長は、前項の規定による登録申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めるときは空き家バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、当該空き

家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 申込者が、当該空き家の所有者等の条件を満たしていないもの
- (2) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
- (3) 所有者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有しているもの
- (4) その他市長が適当でないとするもの

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了書（様式第3号）により、当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家について、空き家バンクによることが適当と認めるときは、所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者（以下「空き家バンク登録者」という。）は、当該登録事項に変更があるときは、空き家バンク登録事項変更届出書（様式第4号）に変更内容を記載し、市長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を取り消すとともに、空き家バンク登録取消通知書（様式第6号）により、空き家バンク登録者に通知するものとする。ただし、第3号に該当することにより登録の取消しを受けた場合は、改めて第4条第1項の規定による登録申込みを行うことにより、再登録することができる。

- (1) 空き家バンク登録取消申請書（様式第5号）を提出されたとき
- (2) 売買及び賃貸借が成立し、所有権その他権利に異動があったとき
- (3) 空き家バンク登録台帳に登録した日から3年が経過したとき
- (4) その他市長が適当でないとしたとき

（情報の提供）

第7条 市長は、空き家バンク登録台帳に登録された情報（以下「登録情報」という。）の一部を、東根市公式ウェブサイト及び広報紙等により公開することができる。

2 前項の規定により公開する登録情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 賃借又は売却の別
- (3) 所在地（字まで）
- (4) 写真
- (5) 希望価格
- (6) 概要（築年、構造、間取り等）
- (7) 利用状況
- (8) 設備状況
- (9) 主要施設等までの距離
- (10) 地域における負担金、共同作業等の概要
（空き家利用希望の申込み等）

第8条 東根市空き家バンクにより空き家への入居等を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、空き家バンク利用登録申込書（様式第7号）及び誓約書（様式第8号）に必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当と認めるときは空き家バンク利用希望者台帳に登録し、当該利用希望物件の空き家バンク登録者及び第10条第2項に規定する仲介を行う者にその旨を通知するものとする。

3 空き家バンク利用の交渉権は、申込受付順を優先とする。

（空き家バンク利用要件）

第9条 空き家バンクの利用要件は、次のとおりとする。

- (1) 空き家の存する地域の一員として、必要に応じ、地域組織の運営にかかる経費を負担し、及び共同作業等への参加ができる者
- (2) 国税及び地方税並びに公共料金を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者のいずれでもない者

（空き家バンク登録者と利用希望者の交渉等）

第10条 市長は、空き家バンク登録者と利用希望者の空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 市長は、前項の交渉並びに売買及び賃貸借の契約の仲介について、公益社団法人山形

県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会山形県本部に依頼するものとする。

3 空き家に係る交渉及び契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決するものとする。

4 第2項に規定する仲介を行う者は、交渉等の結果について遅滞なく市長にその内容を報告しなくてはならない。

(個人情報保護)

第11条 空き家バンク登録者、利用希望者及び空き家バンク登録台帳又は利用希望者台帳の登録情報を利用する者は、東根市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）の趣旨に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 空き家バンク登録台帳及び利用希望者台帳から知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしてはならない。

(2) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。

(3) 個人情報を毀損し、又は滅失することのないよう適正に管理しなくてはならない。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報は適切に廃棄をしなくてはならない。

(5) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従わなくてはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

年 月 日

東根市長 あて

住 所

(ふりがな)

氏 名

㊞

空き家バンク登録申込書

東根市空き家バンク実施要綱に定める趣旨等を理解し、東根市空き家バンク実施要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり空き家バンクへの登録を申し込みます。

記

- 1 登録内容は、東根市空き家バンク登録カード（様式第2号）記載のとおりです。
- 2 登録情報については、東根市公式ウェブサイトへの掲載に同意します。また、登録にあたり、私の市税等の納付状況について、調査することを了承します。
- 3 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者のいずれでもありません。
- 4 契約交渉に係る全てについて、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会山形県本部（以下「不動産関係団体」という。）へ仲介を依頼します。併せて、不動産関係団体への情報の提供を承諾します。
- 5 添付書類
 - ・ 身分を証するもの（運転免許証の写し等）
 - ・ 建物及び土地の全部事項証明書（登記簿謄本）

- | |
|---|
| <p>(注) 1 東根市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の売買・賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。</p> <p>2 不動産関係団体の仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。</p> <p>3 契約に関する一切のトラブル等については、責任を持って当事者間で解決をお願いします。</p> |
|---|

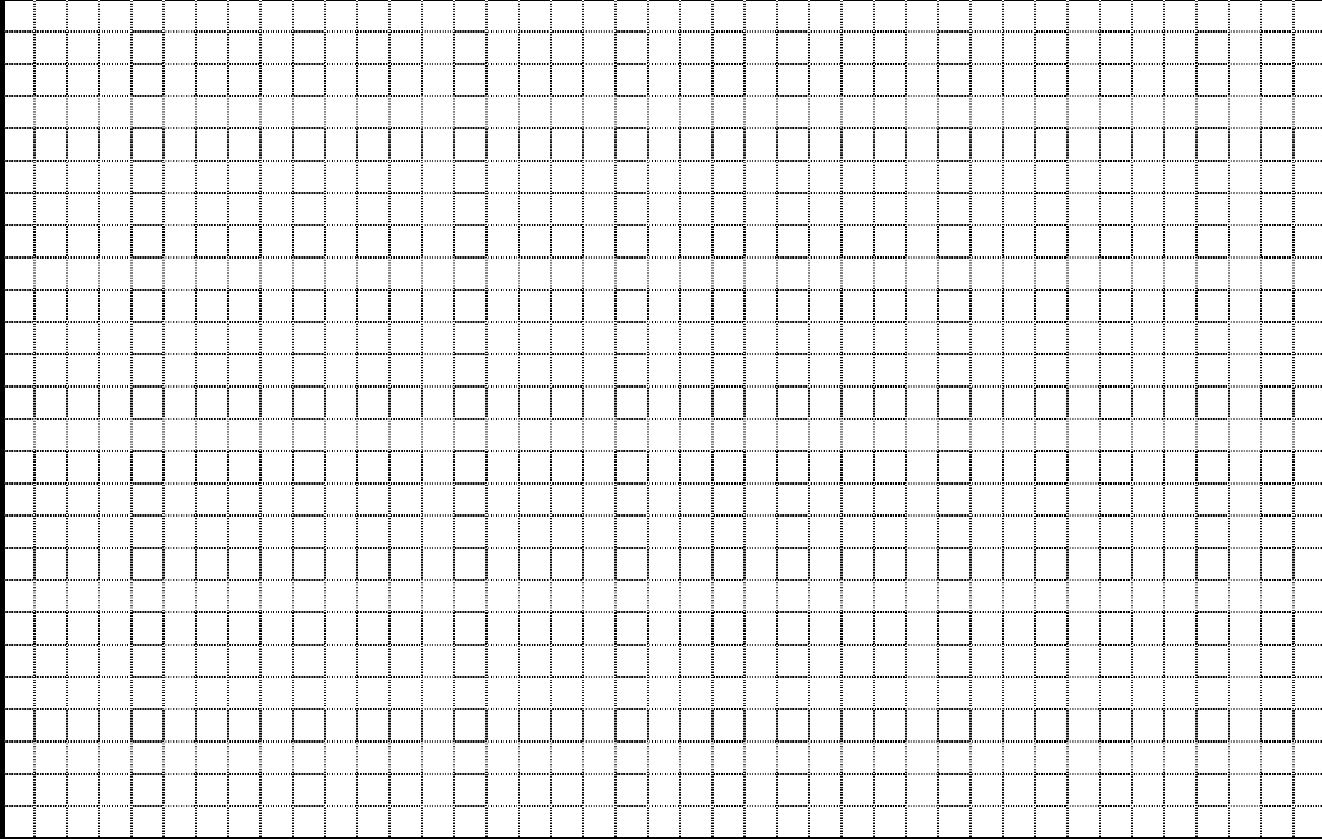
東根市空き家バンク登録カード

登録No.			登録内容	<input type="checkbox"/> 売却	<input type="checkbox"/> 賃貸	<input type="checkbox"/> 交渉次第	
空き家所在地							
所有者	氏名			電話			
	住所						
登録手続者	<input type="checkbox"/> 所有者本人		<input type="checkbox"/> 代理者（委任状必要）				
	※所有者との関係：（ ）						
	氏名			電話			
	携帯			FAX			
	メール						
住所							
希望価格	<input type="checkbox"/> 売却（ ）万円		<input type="checkbox"/> 賃貸（ ）万円				
物件の概要	面積		構造	建築年	年築		
	土地		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他 （ ）	補修の要否		補修の費用負担	
				<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 軽微な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中 ※老朽化が著しいもの、大規模修繕が必要なもの は登録できません。	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他 （ ）		
	建物	1階					
		2階					
間取り	※別紙 間取り図による						
利用状況	<input type="checkbox"/> 放置（ ）年から <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
設備状況	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 地下水（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	台所	給湯設備	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		調理器具	<input type="checkbox"/> ガスコンロ <input type="checkbox"/> 電気ヒーター <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	風呂	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り / <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式 / <input type="checkbox"/> ウォシュレット					
	排水	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	車庫	<input type="checkbox"/> 有（ ）台	<input type="checkbox"/> 無	物置	<input type="checkbox"/> 有（ ）㎡	<input type="checkbox"/> 無	
庭	<input type="checkbox"/> 有（ ）	<input type="checkbox"/> 無	その他				
主要施設への距離	<input type="checkbox"/> 東根市役所	km	<input type="checkbox"/> 駅（ ）	km	地図（別紙可）		
	<input type="checkbox"/> 病院 （ ）	km	<input type="checkbox"/> バス停 （ ）	km			
	<input type="checkbox"/> 保育園等 （ ）	km	<input type="checkbox"/> スーパー等 （ ）	km			
	<input type="checkbox"/> 小学校 （ ）	km	<input type="checkbox"/> 公園 （ ）	km			
	<input type="checkbox"/> 中学校 （ ）	km	<input type="checkbox"/> その他 （ ）	km			
特記事項							
申請日	年	月	日	現地確認日	年	月	日
登録日	年	月	日				
登録抹消日	年	月	日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録取消 <input type="checkbox"/> その他（ ）			

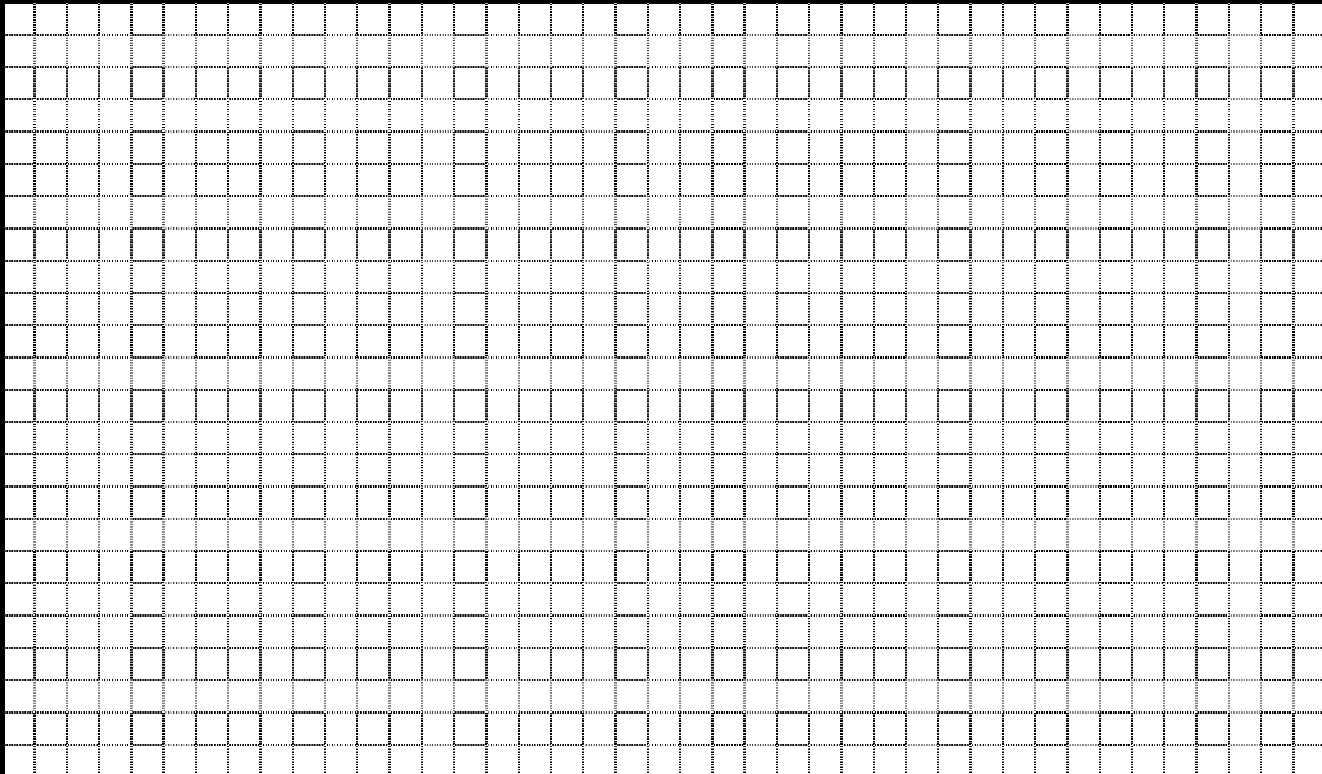
※記載漏れにより瑕疵担保責任等が生じた場合、東根市は一切の責任を負いかねます。

間取り図

【1階】 居間 ()畳 台所 風呂 トイレ その他 ()
洋室 ()畳 ()畳 和室 ()畳 ()畳 ()畳



【2階】 洋室 ()畳 ()畳 ()畳 和室 ()畳 ()畳 ()畳
その他 ()



様式第3号（第4条関係）

年 月 日

申込者

様

東根市長

印

空き家バンク登録完了書

東根市空き家バンク実施要綱第4条第2項の規定により空き家バンクへの登録が完了したので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 登録番号 : 第 号
- 2 登録日 : 年 月 日
- 3 登録期限 : 年 月 日
- 4 登録物件 : 別添の空き家バンク登録カード（写し）のとおり

※登録内容に変更等が生じたときは、速やかに変更等を届け出てください。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

東根市長 あて

届出者 住所

氏名

印

空き家バンク登録事項変更届出書

東根市空き家バンクの登録内容を次のとおり変更したいので、東根市空き家バンク実施要綱第5条の規定により届け出ます。

記

- 1 登録番号 : 第 号
- 2 登録日 : 年 月 日
- 3 変更内容 : 様式第2号による

備考 様式第2号に登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

東根市長 あて

申請者 住所

氏名

印

空き家バンク登録取消申請書

東根市空き家バンクの登録を取り消したいので、東根市空き家バンク実施要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 登録番号 : 第 号
- 2 登録日 : 年 月 日
- 3 取消内容 :

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

申請者

様

東根市長

印

空き家バンク登録取消通知書

空き家バンクの登録を取り消したので、東根市空き家バンク実施要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 登録番号 : 第 号
- 2 登録日 : 年 月 日
- 3 取消日 : 年 月 日
- 4 取消理由 :

東根市長 あて

（ふりがな）

氏 名

㊟

空き家バンク利用登録申込書

東根市空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

利用希望空き家番号	登録第 号			
利用申込の理由 （利用方法）	<input type="checkbox"/> 定 住 （理由： ） <input type="checkbox"/> 定期的利用（理由： ） <input type="checkbox"/> その他 （理由： ）			
現住所				
生年月日	年 月 日（ ）歳			
電話番号（自宅）				
電話番号（携帯）				
F A X 番号				
Eメールアドレス				
家族構成 （入居者氏名）	氏 名	続 柄	生年月日	職 業
		本人		
備考 （希望条件）	希望形態	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 検討中		
	希望価格	<input type="checkbox"/> 売買： 万円 <input type="checkbox"/> 賃借：月 万円		
	車両の有無	無 ・ 有 （ 台）		
	ペットの有無	無 ・ 有 （ ）		
	入居時期	月 日頃		
	その他			

※東根市個人情報保護条例の規定に基づき、申込みされた個人情報は、「空き家バンク登録者」、「空き家バンク登録者との媒介を行う業者」等への提供のほか、本事業の目的以外に利用いたしません。

誓 約 書

東根市長

私は、東根市空き家バンクの利用登録申込みにあたり、東根市空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解したうえで下記事項を遵守すること及びこれらに偽りがないことを誓約します。

記

- 1 空き家バンク利用登録申込書の記載事項に偽りはありません。
- 2 今後、空き家を利用することになったときは、空き家の存する地域の一員として、必要に応じ、地域組織の運営にかかる経費を負担し、共同作業等に参加します。また、東根市の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、より良き地域住民として行動します。
- 3 私は、国税及び地方税並びに公共料金を滞納しておりません。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者のいずれでもありません。
- 5 空き家バンクの利用登録を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。
- 6 空き家バンク登録者及び公益社団法人山形県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会山形県本部に情報を提供すること及び関係者による実態調査、分析等を受けることに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

印